# 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事

## 図面リスト

| NO. | 図 面 名 称 | 縮尺 | NO. | 図 面 名 称 | 縮尺 |
|---|---|---|---|---|---|
| A 1 | 改修特記仕様書（1） | - | E 1 | 電気設備工事　特記仕様書 | - |
| A 2 | 附近見取図、 | - | E 2 | 新設[更新]照明器具参考姿図（1） | - |
| A 3 | 配置図 | 1/1500 | E 3 | 新設[更新]照明器具参考姿図（2） | - |
| A 4 | 1階平面図 | 1/200 | E 4 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[更新]1階平面図 | 1/300 |
| A 5 | 2階平面図 | 1/200 | E 5 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[更新]2階平面図 | 1/300 |
| A 6 | 3階平面図 | 1/200 | E 6 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[更新]3階平面図 | 1/300 |
| | | | E 7 | 既設[撤去]照明器具参考姿図（1） | - |
| | | | E 8 | 既設[撤去]照明器具参考姿図（2） | - |
| | | | E 9 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[撤去]1階平面図 | 1/300 |
| | | | E 10 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[撤去]2階平面図 | 1/300 |
| | | | E 11 | 電灯・非常照明誘導灯設備工事　改修後[撤去]3階平面図 | 1/300 |

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫

| 工事名称 | 滋賀県立大学工学部棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 表紙、図面リスト |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | ・ ・ | ・ ・ | 26・09・00 | ・ ・ | | |

# 建築工事特記仕様書

## Ⅰ 工事概要

| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 工事場所 | 滋賀県彦根市八坂町2500　　敷地面積　320.814 ㎡ |
| 用途規制 | 第1種低層　第2種低層　**第1種中高層**　第2種中高層　第1種住居　第2種住居 |
| 防火規制 | 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　田園住居　指定なし |
| その他の規制 | 防火地域　準防火地域　法22条指定区域　指定なし |
| | 風致地区　自然公園　宅造規制区域　市街化区域　市街化調整区域 |
| | 風速　Vo（　　）m/sec　地表面粗度区分（　　） |
| | ・多雪区域　垂直積雪量（　　）cm |
| 工事期間 | 契約日から　300 日間 |
| 工事種目 | 新築　増築　**改修**　解体　改築 |

| N□ | 名称 | 工種構造 | 床面積（㎡） 1階 | 2階 | 3階 | 延面積 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | |

概要説明　本工事は共通講義棟（A0~A5棟）の照明設備改修を行う。

別途工事

## Ⅱ 建築工事仕様

1　図面および特記仕様書に記載されていない事項は、すべて①の種仕様によるものとし、②の監理指針を参考とする。
　① 種仕様　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書　令和7年版（以下『種仕』という。）』、『公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版（以下『改修種仕』という。）』、『公共建築木造工事標準仕様書　令和7年版（以下『木造種仕』という。）』、『建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版（以下『解体共仕』という。）』および国土交通省大臣官房官庁営繕部整備・環境課監修『公共建築設備工事標準図　令和7年版（以下『標準図』という。）』
　② 監理指針　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築工事監理指針　令和7年版』、『建築改修工事監理指針　令和7年版』、『電気設備工事監理指針　令和7年版』および『機械設備工事監理指針　令和7年版』

2　特記仕様　1　項目は番号に（○）印のついたものを適用する。
　2　特記事項は（○）印のついたものを適用する。
　（○）印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。
　（○）印と（※）印のある場合はともに適用する。
　3　特記事項に記載の（　）内表示番号は、種仕の当該項目、当該表、当該図を示す。
　特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、改修種仕の当該項目、当該表、当該図を示す。
　特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1 一般共通事項 | ① 施工基準 | 本工事は、滋賀県建設工事執行規則に基づき、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面 57 葉、種仕により完全に施工する。<br>上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。 |
| | ② 完成図 | 完成図の種類、記入内容および様式は種仕により作成し、ＣＡＤデータおよび焼付製本（縮小版Ａ４サイズ）2 部を提出するものとする。 |
| | ③ 保全に関する資料 | 保全に関する資料は種仕により作成し、監督職員に指示された必要部数の原本、複写図および電子データを提出するものとする。なお、作成に際しては、国土交通省作成の『建築物等の利用に関する説明書作成の手引き』を参考とし、詳細については監督職員の指示による。 |
| | ④ 工事写真 | 工事管理写真はカラーとし、その内容が明瞭に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総画素数は200万画素以上、記録画素数は640×480画素以上とする。 |

| 区分 | 分類・規格 | 撮影箇所 | 部数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 着工前 | ⊙ サービス版 | ・ 4 ⊙ 9 ・ 30 | 1 | 状況によりつなぎ写真 |
| 工事中 | ⊙ サービス版 | ・ | 1 | 適宜，アルバム着去は工程毎 |
| 完成時 | ⊙ サービス版 | ・ ・ 9 ⊙ 12 | 3 | 完了届提出用 |
| 定期提出 | ⊙ サービス版 | ※ 3 ⊙ 6 ・ 9 | 1 | 工事月報用 |
| 竣工写真 | ⊙ サービス版 | ・ ・ 5 ⊙ 7 | 2 | 主として外観 |
| | | ・ ・ 10 ・ 20 | 2 | 主として内観 |
| | 竣工写真については、銀版写真の場合はネガ、デジタル写真の場合はファイル形式をＪＰＥＧとし、ＤＶＤ－ＲＯＭにて提出すること。 | | | |

工事写真の撮影要領は、『営繕工事写真撮影要領（公共工事写真撮影ガイドブック（令和5年版））』（建築工事編及び解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備）による。
完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。サービス版は工事写真帳に貼り付けて提出すること。

| | | |
|---|---|---|
| ⑤ 技術検査 | 工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。 | |
| ⑥ 現場代理人 | 原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。<br>契約約款第１０条第２項の規定に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する期間および本工事における現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める『現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部）』による。<br>① 現場代理人の常駐を要しない期間<br>・請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、現場代理人の工事現場への常駐は要しない。<br>※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。<br>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。<br>② 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っていなど、工事現場において作業等が行われていない期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。<br>現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係が確認できる資料を監督職員に提出すること。<br>受注者は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。 |
| ⑦ 技術管理 | ① 技術者の専任を要しない期間<br>・請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任は要しない。<br>※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。<br>② 滋賀県建設工事請負契約約款（以下『契約約款』という）第３１条第２項の規定に基づく検査を完了した日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。<br>なお、検査を完了した日とは、発注者が契約約款第３１条第２項に基づく当該検査の結果を通知した日（契約約款第３１条第５項に該当するものを含む）とする。<br>また、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。 |
| ⑧ 技能士 | 各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。<br>また、受注者は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または単一等級の資格を有する者を、１職種１名以上該当工事作業中工事現場（資材製作加工の場合は製作所）に常駐させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。<br>・仮設工事（とび）　・鉄筋工事（鉄筋組立て）　・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事（　型枠工事　・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事）<br>・鉄骨工事（構造物鉄工）　・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾚｷｬｽﾄ(ALC･ﾊﾟﾈﾙ)工事（　CB工事　・ALC･ﾊﾟﾈﾙ工事）<br>・防水工事（　ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水　・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水<br>・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水　・ｹﾞｽｼﾙ系防水　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ･ﾄｰﾁ工法防水　・FRP防水）<br>・石工事（石張り）　・ﾀｲﾙ工事（ﾀｲﾙ張り）　・木工事（大工工事）<br>・屋根及びとい工事（内外装板金）　・金属工事（・調製下地工事　・内外装板金）<br>・左官工事（左官）　・建具工事（　・ｱﾙﾐ製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事　・ｶﾞﾗｽ工事　・自動ﾄﾞｱ施工）<br>・ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事（・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事　・ﾋﾞﾙ用ｶﾞﾗｽ施工　・　ｶﾞﾗｽ工事）<br>・塗装工事（建築塗装）　・内装工事（　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事　・壁装）<br>・防水工事（建築配管）　・鋼製工事（　・浴槽ﾍﾟｲﾝﾄﾄﾞﾗｲﾏｰｶｰ工事　・　加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾄﾞﾗｲﾏｰｶｰ工事）<br>・組積工事（造園工事）　・外壁改修工事（解体撤去対比入施工）<br>・ダクト板金作業（建築板金）　・冷凍空気調和機器施工作業（冷凍空気調和機器施工）<br>・建築配管作業（配管）　・保温保冷工事作業または熱絶縁工事作業（熱絶縁施工） |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1 一般共通事項 | ⑨ 建築材料等 | 建築材料等は、極力県内産品を選定するとともに、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。<br>ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受けること。<br>工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆とする。<br>あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を極力選定する。（種仕を参考とすること。）<br>さらに、環境配慮の視点から、以下の材料の利用に努めること。<br>（１）グリーン購入法に基づくエコマーク商品<br>（２）建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料<br>（３）滋賀県リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品<br>（参考ＵＲＬ https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13431.html） |
| | ⑩ 材料の検査に伴う試験 | 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとすること。<br>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成18年2月）に準拠した証明書を、監督職員に提出すること。<br>試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受けること。 |
| | ⑪ 特殊な材料の工法 | 種仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 |
| | ⑫ 各種検査合格書等 | 各種検査を必要とするもの、責任施工ものの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。<br>なお、責任施工のものは、受注契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。 |
| | ⑬ 設備工事との取合 | 各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。その他、工事区分表による。 |
| | ⑭ 下請け業者の選定 | 各種下請業者、製造所等扱下で供給出来るものについては、極力県内業者を選定すること。 |
| | ⑮ 公害対策 | 工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事設置３ヶ万全の対策を講ずること。 |
| | ⑯ 産業廃棄物の処理 | ※受注者は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理法）、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律（令和3年法律第60号）、その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、下記事項を含めて、施工計画書を作成し事前に監督職員に提出して承諾を受けること。また、適切に処理した後、監督職員に報告すること。<br>（１）本工事に使用する特定建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令で定められた建築資材）および排出する特定建設資材廃棄物の分別解体および再資源化等を実施すること。<br>（２）建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。<br>（３）請負金額100万円以上の工事においては、再生資源利用【促進】計画書（「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版）を添付するとともに、実施後、同実施書を作成し速やかに報告すること。<br>（４）産業廃棄物処理法第12条の3におけるマニフェストシステムにより処理すること。<br>※資源有効利用促進法において、再生資源利用【促進】計画書の作成対象となる工事の受注者は、当該計画書について、作成後、発注者に説明するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示すること。 |
| | ⑰ 発生材の処理 | 引渡しを要するもの： |
| | ⑱ 保険 | 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。 |
| | ⑲ 保険の付与及び事故の補償（法定外の労災保険の付保） | 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 |
| | ⑳ 安全対策 | ※　工事車両の出入りについては、遥度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。<br>※　別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、受注者にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。<br>労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（※建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事）の受注者を指定する。 |
| | ㉑ 総括安全衛生管理義務者 | |
| | ㉒ ソンナー等の保管 | ソンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 |
| | ㉓ 火気の管理 | 火元責任者を配すること。 |
| | ㉔ 通行経路防止の措置 | 受注者は通行経路への違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。 |
| | ㉕ 騒音振動の防止 | 受注者は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第468号）」に基づき指定された建設機械（「ランク」）を使用すること。 |
| | ㉖ コリンズへの登録 | 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績報告として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、橿住関の期内（訂正時は適宜）に、登録機関に登録をしなければならない。<br>なお、変更登録時は、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金の大変更の場合は、原則として登録を必要としない。<br>また、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 |
| | ㉗ 施工体制点検 | 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。 |
| | ㉘ 設計GL | ※ 図示　・　監督職員が現場にて決定する。　・既設建築物Ｆしから導き出されるGL |
| | ㉙ 揮発性有機化合物の室内濃度測定 | ・　測定する　・　測定しない |

| 測定対象室及び箇所数 | ※　仕上表による　・　図示 |
|---|---|
| 測定対象物質 | ※　室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン<br>スチレン、エチルベンゼン |

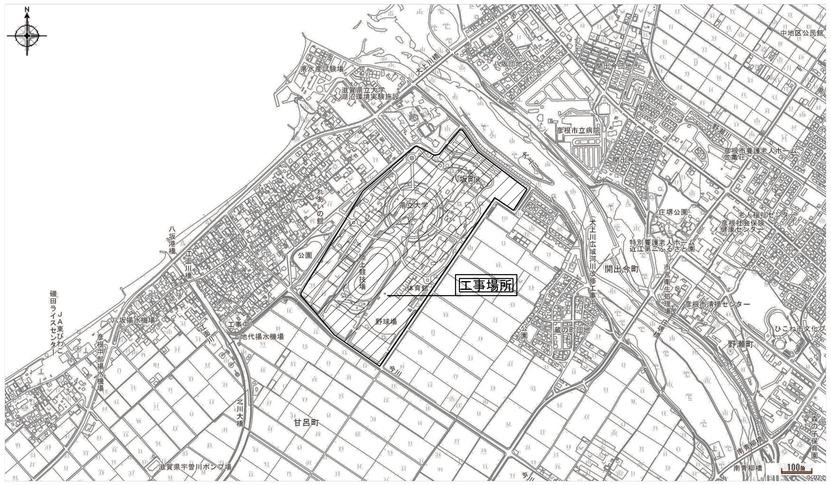
※　測定はパッシブ型採取機器により行う。
測定対象物質の濃度を測定し、報告すること。
受注者は電波法を遵守し、不法無線局を探索した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を探索していると疑われ車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。
受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は受注者の責任において現状に復旧すること。また、受注者自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

| | |
|---|---|
| ㉚ 不法無線局の排除 | |
| ㉛ 近隣住民等への説明 | |
| ㉜ 近隣家屋の調査 | |
| ㉝ ユニバーサルデザイン | バリアフリー化にあたっては、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例を遵守すること。 |
| ㉞ 住宅性能評価 | 受注者は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を遵守し、住宅性能評価書に示された品質を確保すること。 |
| ㉟ 各種申請業務 | 工事に必要な各種申請業務は、受注者の責任において申請を行うこと。<br>許可申請・届出書等の変更が必要な場合は、本工事において手続きを行うこと。 |
| ㊱ 暴力団員等による不当介入の排除 | 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について） |
| ㊲ 現場配慮指針 | １、受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、複査上必要な協力を行うものとする。 |
| ㊳ 現場2日取組促進型工事の実施 | ２、受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記録した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。<br>また、受注者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。<br>３、受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。<br>公共建築に係る現場配慮指針実施要領に基づく、チェックシートを作成し提出しなければならない。<br>１、本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事である。詳細は、『（営繕工事版）週休２日取組促進工事実施要領（以下、実施要領という。）』による。<br>２、受注者は、実施要領に従い、週休２日の取組みの希望を工事着手前に工事打合せ簿で通知し、協議を行い希望する取組みを行うものとする。<br>３、週休２日の取組は下記のとおりとする。<br>・完全週休２日（土日）Ⅰ型（下記のいずれかを選択）<br>完全週休２日（土日）　（月単位の週休２日および通期の週休２日は必須）<br>月単位の週休２日　（通期の週休２日は必須）<br>・完全週休２日（土日）Ⅱ型（下記のいずれかを選択）<br>完全週休２日（土日）　（月単位の週休２日および通期の週休２日は必須）<br>月単位の週休２日　（通期の週休２日は必須）<br>通期の週休２日<br>４、予定価格は、実施要領に基づき「完全週休２日（土日）」を前提として、労務費および現場管理費を補正して工事費を積算している。<br>発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休２日（土日）」が達成できない場合は、請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。また、「完全週休２日（土日）」および「月単位の週休２日」が達成できない場合は、請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。<br>なお、工事着手前に受注者が「完全週休２日」または「月単位の週休２日」の取組みを希望しない、または協議が整わなかった場合は、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分または労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。<br>本工事が単独発注の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とするものとする。<br>５、受注者が明らかに当該取組み今行う姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、実施状況に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。<br>６、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで『実施工程表』等を作成するものとする。 |

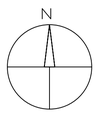
| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1 一般共通事項 | 39. 令和期間制度発注者指定方式 | 1、本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事である。取り扱いについては、滋賀県ホームページ掲載の『工事における余裕期間制度実施要領（令和5年12月）（滋賀県）』および『建設工事における余裕期間制度　運用マニュアル（令和３年）（滋賀県土木交通部）』に基づくものとする。<br>滋賀県ホームページ<br>滋賀県＞事業者の方＞入札・売却・指定管理＞公共工事＞記事一覧『余裕期間制度について』<br>https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsuoubikyaku/kouzi/<br>2、余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。<br>3、余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。<br>4、コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実工期の範囲で従事する期間を登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。） |
| | 40. デジタル工事写真の小黒板情報電子化 | 5、受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。<br>6、実工期：令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで<br>（余裕期間：契約締結日から令和△△年△△月△△日までの期間、工事開始日：令和○○年○○月○○日）<br>なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。<br>本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾の得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。 |
| | 41. 情報共有システムの利用 | 1、本工事は、滋賀県工事管理情報システム（情報通信技術を活用した、受発注関など真なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）の利用対象工事であり、原則本システムを使用することとし、工事書手続に監督職員と協議のうえ運用するものとする。<br>2、受注者は、工事着手前に、監督職員に、現場代理人および主任技術者等のメールアドレスを報告するとともに、本システムの現場（https://www.sct.or.jp/osp/）に従い手続きを実施すること。<br>3、本システムの利用料金は、共通仮設費の率計上分に含まれており、利用期間および利用の有無は、設計変更の対象としない。<br>4、受注者は、電子データによる交換・共有に適さない書類について、事前の協議時に監督職員にその旨を報告し、紙等による提出を行うことができる。<br>5、受注者は、監督職員と協議の上、本システム以外の情報共有システムを利用できるものとする。ただし、利用するシステムを変更した場合においても、システムの利用料金は、共通仮設費の率計上分に含まれているため、設計変更の対象としない。<br>自ら立案及び施した創意工夫や地域社会への貢献（以下『創意工夫等』という。）として評価できる項目について、工事完成時までに請負工事成績評定実施要領に定める様式により、監督職員に提出することができる。<br>工事成績評定においての創意工夫等に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、その項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。 |
| | 42. 創意工夫 | |
| | 43. 請負代金内訳書 | 1、請負代金内訳書<br>受注者は、契約約款第３条に基づく請負代金内訳書（以下『内訳書』という。）を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。<br>2、内訳書の内容説明<br>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。 |
| | 44. 特例監理技術者 | 1、本工事において、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、『特例監理技術者』という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。<br>（１）建設業法第26条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、『監理技術者補佐』という。）を専任で配置すること。<br>（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補であって主任技術者の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。<br>なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。<br>（３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。<br>（４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。<br>（ただし、同一あるいは別々の発注者か、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）<br>（５）特例監理技術者が兼務できる工事は管内（土木事務所、支所）の工事でなければならない。<br>（６）特例監理技術者は、施工における主要な公衆への危険、現場の近隣および主要な工程の立会等の義務を適正に遂行しなければならない。<br>（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。<br>（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。<br>2、本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、<br>前項（１）へ（９）の事項について確認できる書類を下記により提出すること。<br>（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）<br>（２）（１）の提出書類と同じ<br>（３）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類<br>（３カ月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど）<br>（４）特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等<br>（５）（４）の提出書類と同じ<br>（６）業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など）<br>（７）（６）の提出書類と同じ<br>（８）（６）の提出書類と同じ<br>3、本工事において、特例監理技術者および監理技術者補佐の配置を行う場合、または配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。<br>本工事は、契約後、受注者が希望する場合に、『営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（滋賀県版）』に従い、『建設現場の遠隔臨場』とする。<br>『建設現場の遠隔臨場』とは、工事受注者における『監督職員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化』や発注者（監督職員）における『従来の臨場の削減による効率的な時間の活用』等を目指し、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下『標準仕様書等』という。）に定める『監督職員』、『監督員』、『監督職員の検査』及び『関連工事等の調整』を行うものである。なお、『建設現場の遠隔臨場』を実施するにあたり必要となる経費は、共通仮設費に含むものとする。 |
| | 45. 遠隔臨場（受注者希望型） | |
| | 46. 改修工事の分類 | ・全部無入改修　⊙執務並行改修 |
| | 47. 契約後VE方式に関する特記事項 | 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事であり、次にあることとする。<br>1、定義<br>「VE提案」とは、契約約款第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者（以下『乙』という。）が発注者（以下『甲』という。）に行う提案のことをいう。<br>2、VE提案の範囲<br>乙がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料および施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとするが、以下の提案は原則として含めないこととする。<br>①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。<br>②契約約款第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。<br>③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。<br>3、VE提案書の提出<br>（１）乙は前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式１～４）に記載し、甲に提出しなければならない。<br>①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比および提案理由。<br>②VE提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工条件等を含む）<br>③VE提案が採用された場合の工事代金額の額算低減額および算出根拠。<br>④甲が別途発注する関連工事がある場合は、それとの関係。<br>⑤工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。<br>⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。<br>（２）甲は、提出されたVE提案書に関する追加資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。<br>（３）乙は、VE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに提出できるものとする。<br>（４）VE提案の提出にかかる費用は、乙の負担とする。<br>4、VE提案の審査・採否<br>提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定する。<br>5、VE提案の採否の通知<br>VE提案の採否については、VE提案の受領後１４日以内に書面により通知するものとする。ただし、乙の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1 一般共通事項 | | 6、VE提案を採用した場合の設計変更等<br>（１）VE提案を採用した場合において、必要があるときは、契約約款第１９条の２の規定に基づき設計図書の変更を行うものとする。<br>（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときには契約約款第２４条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。<br>（３）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下『VE管理費』という。）を削減しないものとする。<br>（４）VE提案を採用した後、契約約款１８条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又または著しく工事低減額が減少した場合においては甲乙協議して定める。<br>（５）VE提案を採用した後、契約約款１８条の条件変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。 |
| | | 7、VE提案の活用と保護<br>評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るのその場合は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意している。 |
| | | 8、責任の所在<br>甲がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。 |
| | 48. 低入札価格調査制度に基づく措置 | 本工事は、低入札価格調査制度対象工事である。<br>1、配置技術者の増員<br>建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で１名増員に配置しなければならない。<br>なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行うものとする。<br>また、当該技術者を求めることになった場合には、その指名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。<br>2、施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明<br>建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、受注者は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。<br>3、材料、下請負代金等の支払い状況等の説明<br>建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。<br>また、監督職員から材料費、労務費、下請負代金、その他経費（以下『経費等』という。）の支払いの状況について説明を求められた場合には、これまでに要した経費等の記録に関する資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。<br>4、工事コスト調査への協力<br>建設工事入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、工事コスト調査に協力をしなければならない。（概要は滋賀県ホームページ参照）<br>受注者は、下請負人の協力を得て、共通費実態調査票の作成を行い、完了届提出後１週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。<br>共通費実態調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。 |
| | 49. 総合評価方式に関する特記事項 | 本工事は、総合評価方式の工事であり、詳細は入札説明書によることとする。 |
| | 50. 墓者による作業不能日数を考慮した工期の設定 | 本工事は、墓者による作業不能日数を考慮した工期を設定した工事であり、運用にあたっては、『営繕工事における熱中症対策に関する運用指針』による。<br>本工事は墓者による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。<br>1、作業不能日数：●日間<br>2、上記１は、環境省が公表する近畿地方＿滋賀県＿●●地点におけるＷＢＧＴ値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（●年～●年）について、本工事の工期に対応する期間（災害の休日を定める条例（平成元年条例第１０号）に定める最の繊園の休日および夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にＷＢＧＴ値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したものである。<br>3、気象状況により工期中に発生した墓者による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、ＷＢＧＴ値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が上記１の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。<br>ただし、定時の現場作業時間には、現場閉所日、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。 |
| | 51. 竣成工期 | （１，２，１） |
| | ㊷ その他 | 1、総合試運転調整を行う期間を設けること。<br>2、実施工程表に、次の該当する項目を明記すること。（・竣成工期・受電日・総合試運転調整に要する工程）<br>※本工事に関連して実施される国、県または関係団体の調査等に協力すること。 |

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 2 仮設工事 | ① 足場等 | 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は、(3)手すり先行専用足場方式により行う。　<2.2.1> |
| | ② 監督職員事務所 | ※　設けない（請負者事務所



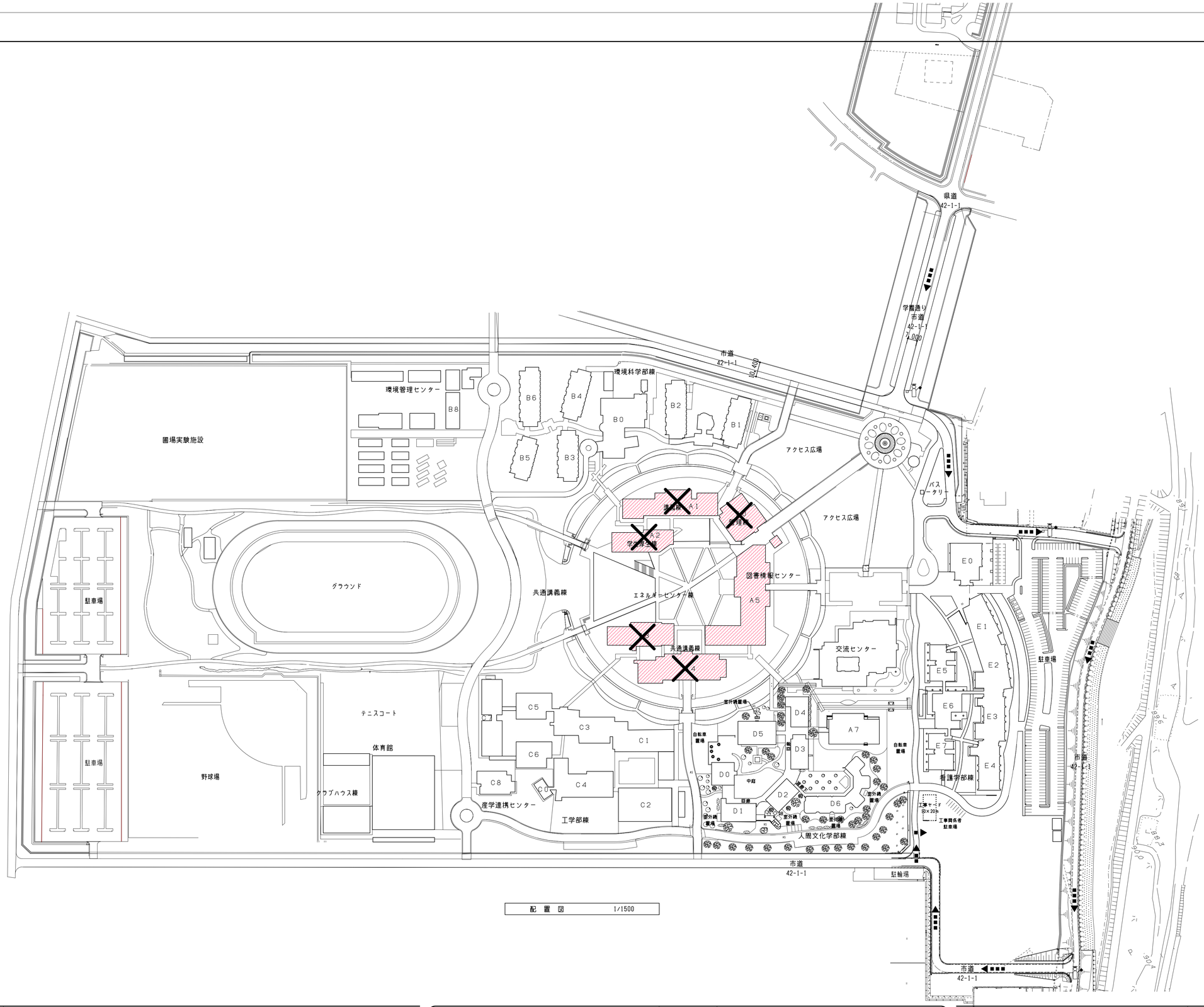

附近見取図




| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社 豊建築設計事務所 | 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 | SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
| | 図面名称 | 附近見取図、 | – | | | 00·00·00 | | | A 2 |

滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438　1級建築士登録 第75764 村田武夫

26-014




配　置　図　　1/1500

## 凡　例

| | |
|---|---|
| | 工事対象建物を示す |
| | 交通整理員配置位置を示す |
| | 工事車両進入路を示す |
| | ガードフェンス H=1,800（全周） |
| | キャスターゲート W=6,000 |

## 特　記　事　項

1. 本改修工事は建物を使用しながらの工事のため
   工事中は騒音・振動・粉塵飛散などにより施設運営に
   支障をきたさないよう、また安全に十分に配慮すること。
2. 近隣、住宅への騒音・粉塵・臭気を伴う作業
   については細心の注意をはらうこと。
3. 工事着手に先立ち、施設管理者、監督職員と協議の上で
   工事施工計画書を作成し、施設のスケジュールを把握し
   運営に支障をきたさないよう関係者と十分に協議を行う
   こと。
4. 仮設計画は参考図とする。
5. 敷地内は全面禁煙とする。周辺についても路上喫煙防止
   に努めること。
6. 大型車両が搬入する際は交通誘導員を配置し
   事前に関係者の承諾を得ること。
7. 本工事改修に伴い、既設配管・設備機器・敷地内舗装
   など十分配慮し、損傷を与えないよう注意すること。
   なお損傷を与えた場合は速やかに復旧する。
8. 既設取り合い部においては、既設建物寸法など図示ある
   も事前調査を十分に行い、納まりなど監督職員との協議
   の上施工を行うこと。

方　位

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫

| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 図面名称 | 配置図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/1500 | ・・ | ・・ | 00-00-00 | ・・ | | A 3 |
| A3：1/3000 | | | | | | |

26-014

講義棟　A1棟
学生ホール　A2棟
エネルギーセンター棟
共通講義棟　A3棟
大学管理棟　A0棟
図書情報センター　A5棟
共通講義棟　A4棟
サービス車路
渡り廊下
ブリッジ廊下
回廊
ピロティ
カフェテリア（食堂）
光のコート
駐車場
環濠
落水池
ブリッジ
エントランスホール
キャレル
開架書庫
閲覧室
研究室
講義室
ホール
廊下
階段室
男子便所
女子便所
多目的トイレ
風除室
ポーチ
EV
ACU
厨房(1)
厨房(2)
厨房(3)
厨房(4)
売店
倉庫
ボンベ庫
特高電気室
発電機室
更衣室
厨房事務室
便所
空調熱源室
受水槽ポンプ室
換気ファン室
換気ファン室(2)
ゴミ置場
サービスヤード
食品庫2
食品庫3
食品庫4
ラチェッカス置場
室外機置場
空調室外機置場
防災センター
電気室
機械室
健康相談室
学生相談室
学生課
教務課
事務室
文書庫
倉庫
貴重資料室
データ室
コンピューター室
情報管理室
作業室
移動書庫
教員閲覧室
視聴覚室(A4-101)
視聴覚室(A4-105)
小講議室(A4-102)
小講議室(A4-103)
小講議室(A4-104)
小講議室(A4-105)
小講議室(A4-106)
中講議室(A4-107)
中講議室(A4-108)
映写室
実験準備室(A3-103)
小講議室(A3-102)
小講議室(A3-101)
化学実験室(A3-104)
小講議室(A3-105)
小講議室(A3-106)
中講議室(A1-112)
中講議室(A1-113)
談話室
資料室
カルチャールーム(3)
カルチャールーム(2)
カルチャールーム(1)
喫茶
自販機コーナー
内部仕上見場
手すり先行方式
N

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社 豊建築設計事務所 | 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 | SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
| | 図面名称 | 1階平面図 | A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00・00・00 | ・・ | | A 4 |
| | | | A3：1/600 | | | | | | |

滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438　1級建築士登録　第75764　村田武夫

26-014

講義棟　A1棟
学生ホール　A2棟
大学管理棟　A0棟
図書情報センター　A5棟
共通講義棟　A3棟
共通講義棟　A4棟
センター広場
(GL +5360~+5000)
農場への路
スポーツ通りへの路
アプローチスロープ
エントランスブリッジ
トップライトC-1
トップライトC-2
植栽ピット
光のコート
コート
回廊
廊下
ホール
階段室
吹抜
ピロティ
エントランス
ブリッジ
外部階段
バルコニー
EXP
ACU
N


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749-62-3151　FAX 0749-64-1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 2階平面図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00・00・00 | ・・ | | A 5 |
| A3：1/600 | | | | | | |

26-014

講義棟　A1棟

学生ホール　A2棟

大学管理棟　A0棟

図書情報センター　A5棟

共通講義棟　A3棟

共通講義棟　A4棟

チャンバー(壁スラブ)

天井調製メッシュ：
一時撤去復旧

| | | |

# 電気設備工事特記仕様書

## A) 工事概要

| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 工事場所 | 彦根市八坂町2500 |
| 建物構造 | ○ 一般建築物　● 耐火建築物　○ 準耐火建築物 |
| 建物用途 | 建築基準法　第　項（　）　消防法施行令　第6項（イ）　（　） |
| 工事期間 | 着工　令和　年　月　日　～　竣工　令和　年　月　日　（　日間） |

## B) 工事項目　※　工事項目は、No 記入項目を適用する。

| NO | 工事項目 | 新設 | 増設 | 改修 | NO | 工事項目 | 新設 | 増設 | 改修 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 電灯・非常照明誘導灯 設備 | ○ | ○ | ● | | | | | |

## C) 建物概要

| NO | 建物名称 | 構造 | 階数 地下／地上 | 延面積 ㎡ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | RC造 | B1 ／ 8F | ㎡ | |
| | | | ／ | ㎡ | |
| | | | ／ | ㎡ | |
| | | | ／ | ㎡ | |
| 合計 | | | | ㎡ | |

## D) 共通事項

| | | |
|---|---|---|
| ● | 適用 | 項目および特記事項は、● 印の付いたものを本工事に適用する。なお、記載なき事項は、M-01に準ずる。 |
| ● | 監督職員 | 監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。 |
| ● | 共通仕様書 | ● 国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和 4年版 |
| | | ● 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和 4年版 |
| | | ● 国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和 4年版 |
| | | ● 電気設備技術基準 令和 4年版 |
| | | ● 日本電気協会高圧需要家受電設備研究委員会編高圧受電設備指針 平成 2年版 |
| | | ● 日本電気協会電気技術規定使用設備編内線規定 平成 28年版 |
| | | ● 建築設備設計・施工上の運用指針 令和 6年版 |
| ● | 優先順位 | 工事施工に当たり、優先順位は、下記順位による。 |
| | | 1) 現場説明　2) 本特記仕様書　3) 本設計図　4) 標準仕様書 |
| ● | 施工基準 | イ. 本工事は、工事請負契約書および同約款を 尊守し、現場説明書、特記仕様書、設計図 |
| | | 施工標準図および「標準仕様書」により完全に施工する。 |
| | | ロ. 必要な関係諸官庁への申請手続きは、すべて請負人が代行し、その費用も請負人の負担とする。 |
| | | ハ. 本図は、工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打ち合せの上、 |
| | | その指示に従い施工する。 |
| | | ニ. その他関係諸法規に基づき完全に施工する。 |
| ● | 完成図 | ● その他による。 |
| | | ● しゅん工図は、CADデータ(DXF・DWG)を提出のこと。原図共 |
| | | |
| ● | 工事写真 | ● その他による。 |
| | | ● 工事完成後に見えない天井裏部分等の監督職員指示箇所を撮影する。 |
| | | |
| ● | 施工監理 | 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」令和４年版による。 |
| ● | 技術管理 | 請負人は専任として建設業法に定める技術者の任命を行い、 |
| | | 技術管理にあたるとともに全工事に支障なきよう施工する。 |
| | | |
| ● | 検査合格書 | 各試験を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書を提出する。 |
| | | なお、責任施工のものは、材料製造者、施工下請業者、請負契約者連名書とする。 |
| ● | 産業廃棄物処理 | ● その他による。 |
| | | |
| ● | 公害対策 | 工事着工前に付近の状況を調査し、公害対策は工事しゅん工まで講じること。 |
| ● | 機器材料 | 機器材料、製品等は特記されたもの、または同等品以上とし監督職員の承諾を受けること。 |
| ○ | 統括安全衛生管理義務者 | 労働安全衛生法第３０条第２項の統括安全衛生管理義務者には、（○ 建築工事　○ 電気設備工事　○　機械設備工事）の請負人を指名する。 |
| ● | 安全対策 | 工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。また、近隣家屋に騒音、振動等公害発生の |
| | | なきよう留意し、工事全般に支障なきよう万全の策を講ずること。 |
| ● | 別途工事連絡協議 | 請負人は別途工事の業者と互いに連絡を取り、定期的に協議を行い工事施工上の調整を図ること。 |
| | | また、工事区分の取り合いについて図示あるものは施工時必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。 |

## E) 一般事項

| 適用 | 適用事項 |
|---|---|
| ● | 1）本工事は、契約規則、建設業法、電気事業法、電気設備技術基準、有線電気通信法、NTT技術基準 |
| | 電波法、有線テレビジョン放送法、消防法、建築基準法、および労働安全衛生法等、関係諸法令を遵守し、施工すること。 |
| ○ | 2）本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで、 |
| | 原則として請負人の負担とする。引渡し日までの本設受電も同様とする。 |
| ● | 3）発生材の内、引き渡しを要する物は監督職員の指示する場所に整理の上、調書を添付し、監督職員に引き渡す。 |
| | また、引き渡しを要しない物は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に準じ、適確に処理のこと。 |
| ● | 4）既設取り外し再使用取付機器は、ワックス清掃および、絶縁測定（必要に応じ本工事費内にて改修）を行う。 |
| | 照明器具においては、ランプを新品に取り替えの上、取付のこと。 |
| ● | 5）設計図書は、工事の大要を示すものであり、着工前に施工図等を提出し、監督職員の承諾を受けること。 |
| | なお、設計図書に明記なき事項で、技術上、美観上、また保安上当然必要と認められ認められるもの、ならびに現場の納まり上 |
| | 必要な軽微なる変更は、監督職員と協議の上、指示により施工する。 |
| | この場合、原則として工事費の増減は行わない。 |
| ● | 6）機器および、配管配線等は、地震時に水平移動、転倒、落下等が生じないよう、「建築設備耐震設計・施工指針」により施工すること。 |
| ● | 7）工事着工前および、しゅん工引き渡し時は下記書類を提出のこと。なお、部数、サイズは監督職員の指示による。 |
| | ● 契約書　● 契約見積書　● 施工図　● 製作図　● 施工計画書（要領書） |
| | ● 工事写真　● しゅん工写真　● しゅん工図　● 工事日報　● 各種工程表　● 保証書 |
| | ● 検査済書　● 各種申請控　● 機器取扱説明書　● 備品および、備品リスト |
| | ● 検査測定表　（接地抵抗、絶縁抵抗） |
| | ● その他監督職員の指示による。 |
| ● | 8）本工事契約前に質疑事項等がなき場合は、法的および技術上において本設計図施工内容を承諾したものと見なし、各種の検査 |
| | 合格をもって引き渡し完了とする。 |
| ● | 9）停電工事に際しては、施設関係者と綿密に打合せを行い、業務に支障の無いよう確実に行うこと。 |
| | 綿密な工程表を作成し時間内に、停電工事を完結のこと。 |
| ● | 10）各作業日の一週間前までに、作業予定工程表および、工事エリアを図示した資料を作成の上、監督職員および施設職員に |
| | 提出のこと。 |

## F) 特記事項

| 適用 | 適用事項 |
|---|---|
| ● | 1）配線の特記なきものは、600Vビニル絶縁電線(EM-IE)とする。 |
| ● | 2）配線の色分けは標準仕様書どおりとし、ケーブルの場合は端末にて相別を施す。 |
| ● | 3）配管の特記なきものは、電線管（● P F　○ C D　● C P　● C P- E ）とする。 |
| ● | 4）設計図中 PF 電線管は、合成樹脂製可とう管（ ● 一重管　○ 二重管 ）難燃性自己消火型とする。 |
| ● | 5）長さ１m以上の入線しない空配管、予備配管にはビニル被覆鉄線1.6 mm を入線し、名札を取り付ける。 |
| ● | 6）建物 EXP.J 部分および、振動機器接続箇所に使用の電線管は、ビニル被覆金属製２ 種可とう電線管とする。 |
| ● | 7）露出配管を行う場合は、施工前に素地こしらえ（エッチングプライマー等）と下塗りを行い、施工後仕上げ塗装を行う。 |
| | なお、仕上げ塗装は、指定色ＳＯＰ２回塗りとする。 |
| ● | 8）図示ない限り露出配管は、すべて7)項により、塗装を行う。 |
| ● | 9）ＥＰＳ内、共同構内露出配管の塗装は（ ● 要　○ 否 ）とする。 |
| ● | 10）各種位置ボックスは（　● 金属製　● 樹脂製 ）を使用する。 |
| ● | 11）金属製位置ボックスおよび、プルボックス内部は、絶縁ワニス２回塗りとする。 |
| ● | 12）建物外壁面に埋設施工する各種位置ボックスは、結露対策を講ずること。 |
| ○ | 13）地中埋設管路　（　○ 高圧　○ 低圧　○ 弱電 ）には、GL-300mm の深さに埋設標識シートを布設する。 |
| ○ | 14）地中線路には　（　○ コンクリート製埋設表示杭　○　埋設標示ピン ）を設ける。 |
| ○ | 15）マンホール、ハンドホール内にて、ケーブルの余長を見込むこと。 |
| ○ | 16）接地極埋設付近に接地埋設標を取り付けること。 |
| ○ | 17）建築工事にてスタイロホーム等の打ち込みの箇所には原則として、コンクリート内埋設配管は行わない。 |
| ○ | 18）既存のコンクリート床、壁等の貫通部の穴明けは原則として、ダイヤモンドカッターによる。 |
| ○ | 19）照明用スイッチで、１箇所に集合して取り付ける場合は、監督職員と協議し、本工事費内にてネーム入りスイッチを |
| | 取付のこと。 |
| ○ | 20）照明器具は（　○ 一般型　○ 公共施設型 ）および、（　○　一般高力率ラピットスタート型 |
| | ○インバーター始動型　○ 省エネ型）とする。（ただし、製品および、公共施設にない物は除く） |
| ○ | 21）配線器具は、JIS大角型（白色）とする。 |
| ○ | 22）配線器具プレートは、（　○ 新金属　○ステンレス　○　樹脂モダンプレート）とする。 |
| ○ | 23）本工事費内にて、（　○工事着工前　○工事しゅん工時 ）に（ ○ 受信点　○ 協議による ２ 箇所　）の |
| | テレビ電界強度測定を行う。 |
| ● | 24）当該工事中に、おいて、既設配管、既設埋設配管、機器等があった場合監督職員の指示により、本工事費内で |
| | 迂回等の工事を行う。また、撤去工事を行う場合は、既設設備調査確認の上、既設に支障なきよう処理する。 |
| ● | 25）屋外および、外壁面施工による各種配管支持材は、ステンレス製または、溶融亜鉛メッキ仕様とする。 |
| ● | 26）二重天井内ケーブル配線の場合は、カラーケーブルによる色分けを行い、色種については、監督職員と協議の上決定とする。 |
| | |
| ● | 27）二重天井内ケーブル工事に、おいても、貫通部、防火壁、壁内は適合電線管にて保護すること。 |
| ● | 28）ケーブル配線の位置ボックスは、適合するアウトレットボックス等を設けること。 |
| | ただし、照明器具が送り端子付（定格電流 15A 以上）および、末端器具については不要とする。 |
| ● | 29）振動の発生源となる機器には、すべて防振緩衝材等を設ける措置を施すこと。 |
| ● | 30）ハンドホール、プルボックス、盤内の電線、ケーブルには行先、用途、サイズ等を明記した名称札を取り付けること。 |
| | なお、名称札材質および、記入方法は監督職員の指示によること。 |
| ○ | 31）使用電球、管球、ヒューズ等の 10% および、監督員の指示によるものを予備品として納入すること。 |
| ○ | 32）蛍光灯、ＨＩＤ灯、その他対地電圧 150V を、こえる器具および、防水器具等には、D種接地工事を施すこと。 |
| | なお、接地線は 1.6 mm 以上とする。 |

## G) 関係諸官庁　諸機関事前協議

| 適用 | 協議先 | 協議月日 | 担当者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|
| ○ | 消 防 署　（　） | . . | | TEL　－　－ |
| ○ | 電力会社　（　） | . . | | TEL　－　－ |
| ○ | ＮＴＴ　（　） | . . | | TEL　－　－ |
| ○ | 関西電気保安協会（　） | . . | | TEL　－　－ |
| ○ | （　） | . . | | TEL　－　－ |

## H) 工事概要　※　工事項目は No 記入、工事概要は ◎印の付いたものを本工事に適用する。

| NO | 項目 | 工事概要 |
|---|---|---|
| (1) 電灯・非常照明誘導灯設備 | 工事範囲 | ○ 配管配線　○ 配管のみ　● 機器取付　○ 機器別途　● 各種試験及び測定 |
| | 工事方式 | ○ 配管配線　○ ケーブル（ ○ 配管　○ ラック　○ コロガシ ）　○ 分岐付ケーブル |
| | 電気方式 | ○ 1φ3W 210/105V 60Hz　● 1φ2W 210V 60Hz　● 1φ2W 105V 60Hz |
| | 配線器具 | ○ JIS大角型（白色）　○ 居室を含む利用者用スイッチはコスモシリーズ |
| | 照明器具 | ● 別紙（ ● 機器姿図　○ 機器リスト ）による。 |
| | 吊りボルト | ● LED灯、電池内蔵型および、重量 5Kg 以上の器具に取付けるものとし、 |
| | | 建築構造体より堅固に支持すること。 |
| | 器具接地 | ○ 特記事項による。 |
| | 予備配管 | ○ 分電盤より天井内および、OAフロア内までは、予備回路3回路毎に１本の予備配管 |
| | | （PF 28mm または、CP-E 31mm）を取付施工する。 |
| | その他 | ● 既設部改修工事に際して現場調査を充分に行い熟知の上施工のこと。 |
| | | 尚軽微な増減、金額の損減は行わない。 |
| | | ● LED器具更新に伴い、器具の形状(寸法・色等)、現況器具に合わすこと。 |
| | | ● 既設未使用ｹｰﾌﾞﾙの存置をする場合、誤使用を防ぐ為､名札を付けておくこと。 |
| | | ● 図中記載なき不要既設配管配線切り離し及び撤去、不要機器撤去は本工事内にて行うこと。 |
| | | ● LED器具更新に伴い、既設回路の電圧を確認し取付を行うこと。 |
| その他 | ※ | 施設管理者および監督職員と十分に協議のうえ、その指示により実施すること。 |
| | 施工にかかる留意点 | |
| | ※ | 工事中は監督職員の指示する箇所に工事看板を設置すること。 |
| | ※ | 運営中の施工となるため、施設利用者および施設関係者への安全を十分配慮のうえ、細心の注意を払い |
| | | 実施すること。 |
| | ※ | 既設施設部分、工事目的物の施工済み部分などについて汚損または損傷しないよう適切な養生を行う。 |
| | | (安全対策)高所作業、その他危険のおそれのある作業については、照明、足場等の改善、危険箇所の表示、 |
| | | その他必要な措置を講じ、災害発生要因の除去に努めること。 |
| | ※ | LED更新作業の前後において、照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真 |
| | | にて報告すること。又、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。 |
| | | ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、施工前に担当者へ現状の照度以上となる提案を |
| | | 行うこと。 |
| | ※ | 作業は原則、土日祝日に行うこととし、詳細は監督職員および施設職員と十分協議の上、決定すること。 |
| | ※ | 誘導灯等の消防設備の取替にあたっては、所轄消防署への申請を行うこととし、その申請、検査等にかかる |
| | | 費用は、本工事とする。 |
| | ※ | ＰＣＢ含有の疑いがある機器を撤去する場合 |
| | | 撤去した照明器具等はＰＣＢ使用の有無を確認し、その全リスト(機器名、型式　ＰＣＢ有無、台数等)を |
| | | 監督職員に提出すること。 |
| | | ＰＣＢ含有物は(安定器等)は、ＰＣＢ廃棄物処理特別措置法により、滋賀県ＰＣＢ廃棄物処理に基づき、 |
| | | 適確に処理すること。 |

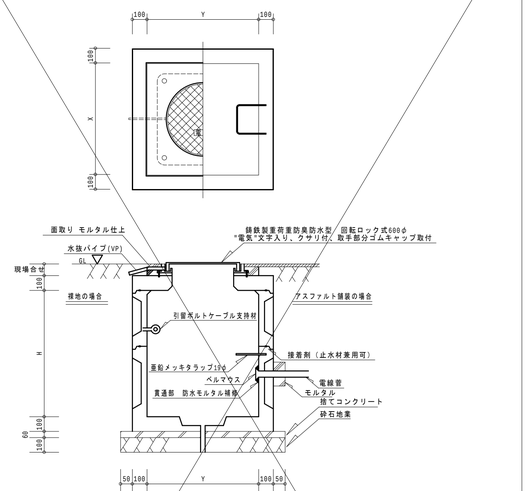
## H-2) その他　項目および特記事項は、● 印の付いたものを本工事に適用する。

| | | |
|---|---|---|
| ● | 完成図 | 完成図の種類、記入内容及び様式は様住により作成し、焼付製本３部、原図及びCADデータを提出するもの |
| | | とする。 |
| ● | 工事写真 | 区分 / 分類・規格 / 撮影枚数 / 部数(ネガ1枚につき) / 備考 |
| | | 着工前 / ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ版 / ・3・5・7 / 1 / 状況によりつなぎ写真 |
| | | 工事中 / ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ版 / / 1 / 必要に応じ撮影する |
| | | 完成時 / ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ版 / ・10・15・30 / 3 / 主として内観とする |
| | | ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ版 / ・3・5・7 / 2 / 主として外観とする |
| | | 定期提出 / ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ版 / ・1・3・5 / 2 / 工事月報用 |
| | | 本工事は、社団法人 公共建築協会発行の「国土交通大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領による |
| | | 工事写真撮影ガイドブック平成３０年度版(建築工事編及び解体工事編・電気設備編・機械設備編)による。」 |
| ● | 産業廃棄物の処理 | 請負人は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準じ、マニフェストシステムにより的確に実施することとし、 |
| | | 事前に監督職員に施工計画書を提出し、承諾を受けること。 |
| ● | 工事カルテの作成及び登録 | 請負人は、必要な工事について、工事実績情報サービス(CORINS) |
| | | 入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後（財）日本建設情報総合センター |
| | | (JACIC)に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受信書」の写しを |
| | | 監督職員に提出しなければならない。 |
| | | 提出の期限は以下のとおりとする。 |
| | | （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。(土、日、祝日、年末年始を除く) |
| | | （２）完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日以内とする。(土、日、祝日、年末年始を除く) |
| | | （３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内変更データを |
| | | 提出しなければならない。 |
| ○ | 再生資源利用計画書 | 「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）に定められている「再生資源利用計画書(実施書) |
| | | 及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を指定日までにＦＤにて提出のこと。なお入力システムは市より |
| | | 貸出しする。 |
| ○ | 工事用排水 | ノッチタンク等の設置により、濁った水等を敷地外に排水することがないよう処理すること。 |
| ● | 騒音振動の防止 | 低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。 |

## J) メーカリスト

| 適用 | 機材名称 | 製造業者名 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 電線 | カワイ 電線 | 昭和 電線 | 住友 電気 | タツタ 電線 | 日立 電線 | |
| | | フジクラ | 古河 電気 | 三菱 電線 | 矢崎 総業 | | |
| ○ | ケーブル | カワイ電線 | 昭和 電線 | 住友 電気 | タツタ 電線 | 日立 電線 | |
| | | フジクラ | 古河 電気 | 三菱 電線 | 矢崎 総業 | | |
| ○ | 電線管 | 振陽工業 | 東芝 鋼管 | 日本 パイプ | パナソニック | 丸一 鋼管 | |
| ○ | 同上付属品 | 同上５社 | 日亜 金属 | 日動 電工 | ネグロス電工 | 古河 電気 | |
| ○ | 樹脂製電線管 | 積水 化学 | 東拓 工業 | パナソニック | 三菱 樹脂 | 未来 工業 | |
| ○ | 同上付属品 | 同上５社 | 日動 電工 | | | | |
| ○ | プルボックス | 積水 化学 | 振陽 工業 | 日亜 金属 | 日動 電工 | ネグロス電工 | |
| ○ | 高圧遮断器 | ｴﾅｼﾞｰｻﾎﾟｰﾄ | 大場 電機 | 弾電 機 | 東芝 | 戸上 電機 | |
| | | 日本高圧電気 | 日立 製作所 | 富士 電機 | パナソニック | 三菱 電機 | |
| ○ | 変圧器 | 愛知 電機 | ダイヘン | 東芝 | 日立 製作所 | 富士 電機 | |
| | | パナソニック | 三菱 電機 | | | | |
| ○ | コンデンサー | 指月 電機 | 東芝 | ニチコン | 日新 電機 | 日立製作所 | |
| | | 富士 電機 | パナソニック | 三菱 電機 | | | |
| ○ | キュービクル・改造工事 | 新岩村 電機 | 大正 電機 | パナソニック | 名神 電機 | | |
| ○ | 増設キュービクル | 新岩村 電機 | 大正 電機 | パナソニック | 名神 電機 | | |
| ○ | 配 分 電 盤 | 新岩村 電機 | 大正 電機 | 内外 電機 | 名神 電機 | 日東 工業 | |
| ○ | ハンドホール | 京阪コンクリート | 宏和 建材 | 大日 コンクリート | 土井 製作所 | | |
| ○ | ハンドホール蓋 | カネソウ | 小島 | 長谷川 | 福西 鋳物 | 北勢 工業 | |
| ○ | **配線用遮断器** | **東芝** | **日本電機** | **日立製作所** | **富士 電機** | **パナソニック** | |
| | | **三菱 電機** | | | | | |
| ◎ | 照明器具 | パナソニック | 東芝 | 三菱 電機 | | | |

## ハンドホール標準施工図（ブロック式）




注記・ハンドホールの肩の高さは 50 を原則とするが、周囲の状況により調節する ものとする。
・ベース水抜き穴は、地下水位の状況により、開口、閉塞を決定するものとする。
・ブロック間の接着は竪牢に行い、かつ、水密性を確保すること。

| 種別 | X | Y | H | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注）・寸法は概ねの数値とし、監督員との協議により決定する。
・ハンドホール本体は、ベース分離型以外で３分割までとする。


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438　1級建築士登録 第75764 村田武夫


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備図　特記仕様書 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | . . | . . | 00 00 00 | . . | | E 1 / 11 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| A-21 | FL 20W x1[相当] 5.9W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX200AENLE9 |
| A-21Ba | FL 20W x1[相当] 7.0W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ非常灯 | （参考品番） 直付XDL201AGNLE9 |
| A-22 | FL 20W x2[相当] 11.6W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX210DENLE9 |
| A-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX430AENRD9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| A-42 | FHF32W x2[相当] 43.1W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX460DENRD9 |
| A2-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX430AENRD9 |
| A2-42 | FHF32W x2[相当] 43.1W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） 直付XFX460DENRD9 |
| A2-42W | FLR40W x2[相当] 26.7W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 防湿・防雨型 | （参考品番） 直付XLW442DENZLE9 |



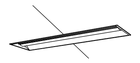
| | | | |
|---|---|---|---|
| C-41P | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 反射笠付 | （参考品番） 直付XFX430KENRD9 |
| C-41PBa | FHF32W x1[相当] 21.4W x1 | 反射笠付 非常灯 | （参考品番） 直付XDL431KGNRD9 |
| C2-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 反射笠付 | （参考品番） 直付XFX430KENRD9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| C2-41P | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 反射笠付 | （参考品番） 直付XFX430KENRD9 |
| C2-42P | FHF32W x2[相当] 43.1W x1 | 反射笠付 | （参考品番） 直付XFX460KENRD9 |
| C2-42PBa | FHF32W x2[相当] 44.2W x1 | 反射笠付 非常灯 | （参考品番） 直付XDL461KGNRD9 |



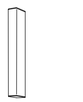
| | | | |
|---|---|---|---|
| D-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | ｉｽﾀｲﾙ | （参考品番） 直付XFX430NENRD9 |
| D2-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | ｉｽﾀｲﾙ | （参考品番） 直付XFX430KENRD9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 2G-21 | FL 20W x1[相当] 5.9W x1 | 下面開放 | （参考品番） 埋込XFX200RENLE9 |
| 2G2-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 下面開放 | （参考品番） 埋込XFX430RENRD9 |
| 2G2-111 | FLR110W x1[相当] 30.0W x1 | 下面開放 | （参考品番） 埋込XFX850RENLE9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 4I-21 | FL 20W x1[相当] 5.9W x1 | 片反射型 | （参考品番） 直付XFX200ENENLE9+FS21020 |
| I-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 片反射型 | （参考品番） 直付XFX430NENRD9+FSK41020 |
| I2-41 | FHF32W x1[相当] 20.3W x1 | 片反射型 | （参考品番） 直付XFX430NENRD9+FSK41020 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 2Jb2-41W | FL 20W x1[相当] 10.0W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 防水型 | （参考品番） NNFW21800KLE9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 2K-21 | FL 20W x1[相当] 10.0W x1 | ｳｫｰﾙﾗｲﾄ 防水型 | （参考品番） NNFW21800KLE9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| L-41Ba | FHF32W x1[相当] 28.0W x1 | 階段灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） NNCF42235JLE9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| Na-11Ba | LED1.1W x1 | 避難口誘導灯 | （参考品番） FA10303CLE1+表示板 |

C級
片面型
電池内蔵型
ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾞﾚｰﾄ共
FK11724C



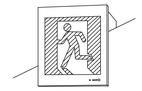
| | | | |
|---|---|---|---|
| Na-11BaZ | LED1.1W x1 | 避難口誘導灯 | （参考品番） FA10312CLE1+表示板 |

C級
片面型
電池内蔵型
ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾞﾚｰﾄ共
FK11747C



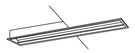
| | | | |
|---|---|---|---|
| Na-11BaT | LED1.1W x1 | 避難口誘導灯 | （参考品番） FA10312CLE1+表示板 |

C級
片面型
電池内蔵型
吊具共
FP22350C加工



| | | | |
|---|---|---|---|
| Na-21Ba | LED1.7W x1 | 避難口誘導灯 | （参考品番） FA20303CLE1+表示板 |

C級
片面型
電池内蔵型
ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾞﾚｰﾄ共
FK21724C

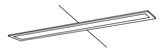


| | | | |
|---|---|---|---|
| P2-41 | FHF32W x1[相当] 20.6W x1 | 黒板灯 | （参考品番） 埋込XFX431BSNLE9 |



天井取付加工共

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2P2-41 | FHF32W x1[相当] 20.6W x1 | 黒板灯 | （参考品番） 直付XFX430BSNLE9 |



特注ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾞﾚｰﾄ

| | | | |
|---|---|---|---|
| Y2-42 | FHF32W x2[相当] 43.1W x1 | ﾌﾘｰｺﾝﾌｫｰﾄ | （参考品番） 埋込XFX466EENLE9 |



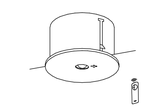
| | | | |
|---|---|---|---|
| Z2-363 | FHP32W x3[相当] 44.0W x1 | LEDｽｸｴｱﾍﾞｰｽﾗｲﾄ | （参考品番） 埋込XL373LWVLA9 |
| Z2-364 | FHP32W x4[相当] 50.0W x1 | LEDｽｸｴｱﾍﾞｰｽﾗｲﾄ | （参考品番） 埋込XL374LWVLA9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| c-40 | IL 40W x1[相当] 4.4W x1 | ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ | （参考品番） LGB58004U |



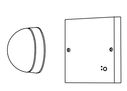
| | | | |
|---|---|---|---|
| 2eaa-40 | IL 60W x1[相当] 4.2W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND0620WNLE9 |
| 2eaa-60 | IL 60W x1[相当] 4.2W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND0620WNLE9 |
| 2eda-60 | IL 60W x1[相当] 4.2W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND0620WNLE9 |
| 2eda-100 | IL100W x1[相当] 7.0W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND1020WNLE9 |



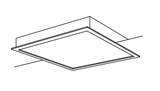
| | | | |
|---|---|---|---|
| 2eaa-40Ba | 非常灯用 LED1.3W x1 | 埋込型非常照明 （電池内蔵型） | (Panasonic) NNFB93635C |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 2fba-131 | IL 60W x1[相当] 4.2W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND0669WNKLE9 |
| 2fba-271 | FDL27W x1[相当] 7.0W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） XND1069WNKLE9 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| h-5 | LED2.5W x1 | 赤色表示灯 | （参考品番） NNF20247Z |



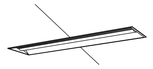
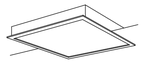
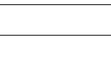
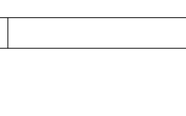
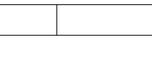
| | | | |
|---|---|---|---|
| i-24 | FL 20W x5[相当] 38.0W x1 | 埋込乳白ﾊﾟﾈﾙ | （参考品番） NNF57500CLT9 |
| i2-964 | FLR40W x4[相当] 113.6W x1 | 埋込乳白ﾊﾟﾈﾙ | （参考品番） NNF45650JLT9 |


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5 TEL 0749 62 3151 FAX 0749 64 1438


| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 図面名称 | 電気設備図 新設[更新]照明器具参考姿図（1） |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 00 00 00 | | | E 2 / 11 |


1級建築士登録 第75764 村田武夫

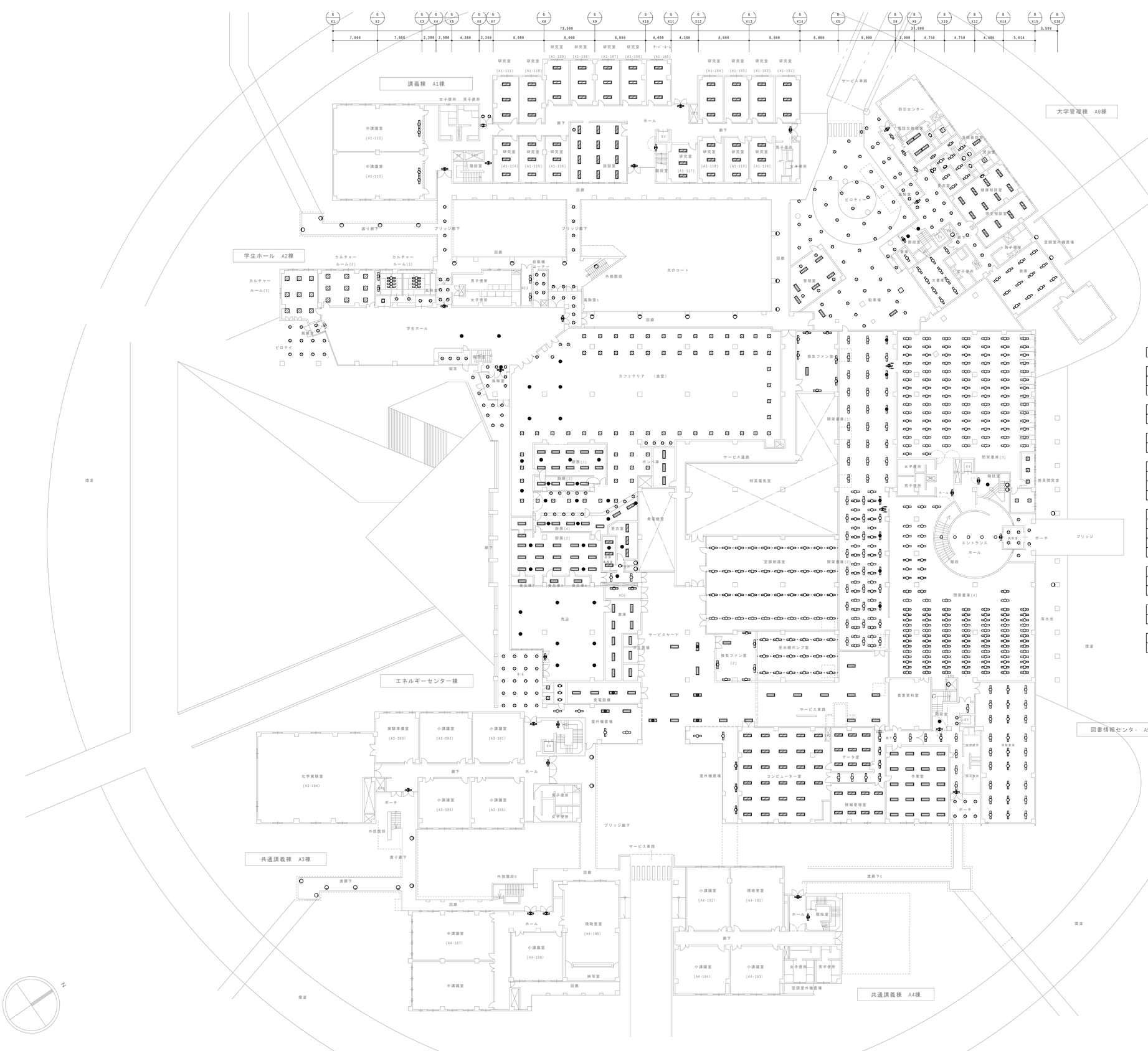
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  | |  | |  | |  | 特注リニューアルブレート |  | |  | |  | | | | | | | |
| SP-1 | IL 60W x1[相当]<br>7.7W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ<br>防雨型 | (参考品番)<br>XLGE8013CE1 | SP-5 | FHT24W x1[相当]<br>8.9W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ<br>非常灯兼用 | (参考品番)<br>XNG1061WNKLE9 | SP-6 | FHF32W x2[相当]<br>43.1W x1 | 下面開放 | (参考品番)<br>XFX460UENRD9 | SP-7 | FDL27W x1[相当]<br>7.6W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ<br>防雨型 | (参考品番)<br>XNW1031WNLE9 | SP-8 | FL 20W x5[相当]<br>38.0W x1 | ｽｸｴｱﾍﾞｰｽﾗｲﾄ | (参考品番)<br>NNF57500CLT9 | SP-9 | 水銀灯100W x1[相当]<br>18.6W x1 | 上下ﾌﾞﾗｹｯﾄ | (参考品番)<br>YYY41000 | SP-10 | FL 20W x5[相当]<br>11.2W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ | (参考品番)<br>NNN12010LE1 |
| SP-1´ | IL 60W x1[相当]<br>7.7W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ<br>防雨型 | (参考品番)<br>XLGE8013CE1 | | | | | | | | | | | | | SP-22 | | | SP-22´ | | | | | | | | |
|  | |  | |  | |  | | | |  | |  | | | |  | | | |  | | | |
| SP-11 | LED18.6W x1 | 建築化照明 | (参考品番)<br>LGB50283XB1 | SP-12 | LED37.0W x1 | 建築化照明 | (参考品番)<br>LGB50289XB1 | SP-15 | 水銀灯100W x1[相当]<br>18.6W x1 | 上下ﾌﾞﾗｹｯﾄ | (参考品番)<br>YYY41000 | SP-18B | FHT24W x1[相当]<br>10.2W x1 | 階段通路誘導灯 | (参考品番)<br>NNCF50121JLE1 | SP-22 | FDL27W x1[相当]<br>7.0W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | (参考品番)<br>XND1059SNLE9 | SP-24 | FHT42W x1[相当]<br>16.8W x1 | ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ | (参考品番)<br>NCN25300SLE1 | SP-25 | FHF32W x2[相当]<br>43.1W x1 | ｽﾘﾑﾍﾞｰｽ | (参考品番)<br>直付XFX460SENLE9 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | SP-22´ | IL 60W x1[相当]<br>4.2W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | (参考品番)<br>XND0615SNLE9 | | | | | | | | |
|  | |  | |  | C級<br>両面型<br>電池内蔵型<br>吊具共 |  | | | |  | | | | | | | | | |
| SP-26 | FHP32W x4[相当]<br>50.0W x1 | ｽｸｴｱﾍﾞｰｽﾗｲﾄ | (参考品番)<br>直付XL474PEVLA9 | SP-27 | 水銀灯400W x1[相当]<br>88.7W x1 | 投光器 | (参考品番)<br>NYS15340KLE9 | SP-29 | LED1.4W x1 | 避難口誘導灯 | (参考品番)<br>FA1032ZCLE1+表示板x2 | SP-30 | IL 60W x1[相当]<br>6.4W x1 | ﾌｯﾄﾗｲﾄ<br>防雨型 | (参考品番)<br>NNN92900K | | ウィズリモ２／高天井ひとセンサ兼用送信器 | | (参考品番)<br>NQ55100 | | | | | | | | |

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫

| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 図面名称 | 電気設備図　新設[更新]照明器具参考姿図（２） |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/100 | | | 00 00 00 | | | E 3 / 11 |
| A3：1/200 | | | | | | |

26-015




## 図書情報センター - A5棟

| 換気ﾌｧﾝ室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-42P | 1台 |
| 照明器具 I2-41 | 7台 |

| 空調電源室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-41 | 40台 |

| 受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-41 | 18台 |

| 閉架書庫(1) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C-41P | 24台 |
| 照明器具 C-41PBa | 3台 |
| 照明器具 SP-29 | 1台 |

| 閉架書庫(2) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C-41P | 23台 |
| 照明器具 C-41PBa | 4台 |
| 照明器具 SP-29 | 1台 |
| 照明器具 D-41 (移動棚) | 36台 |

| 換気ﾌｧﾝ室(2) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-42P | 1台 |
| 照明器具 I2-41 | 6台 |

| 閉架書庫(3) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C-41P | 100台 |

| 閉架書庫(4) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C-41P | 113台 |

| 階段室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-5 | 1台 |
| 照明器具 SP-18B | 2台 |
| 誘導灯 Na-11Ba | 1台 |

| 教員閲覧室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 Z2-364 | 5台 |

| ﾎﾞｰﾁ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-7 | 4台 |

| 風除室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 2fba-271 | 4台 |
| 誘導灯 Na-11BaZ | 1台 |

| ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-24 | 5台 |

| EPS | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 2K-21 | 1台 |

| 移動書庫 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 A2-41 | 27台 |

| ｻｰﾋﾞｽ車路 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-42P | 8台 |

| ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 Y2-42 | 28台 |

| ﾃﾞｰﾀ室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-6 | 9台 |

| 情報管理室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-6 | 8台 |

| 作業室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 A2-42 | 20台 |

| 階段室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-5 | 1台 |
| 誘導灯 Na-11Ba | 1台 |

| 廊下 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 2G2-41 | 16台 |
| 照明器具 2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯 Na-11Ba | 1台 |

| 室外機置場 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 C2-41P | 2台 |
| 照明器具 D2-41 | 3台 |

| 入口 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-1 | 2台 |

| 便所前ﾎｰﾙ | 新設 |
|---|---|
| 誘導灯 Na-11BaZ | 1台 |

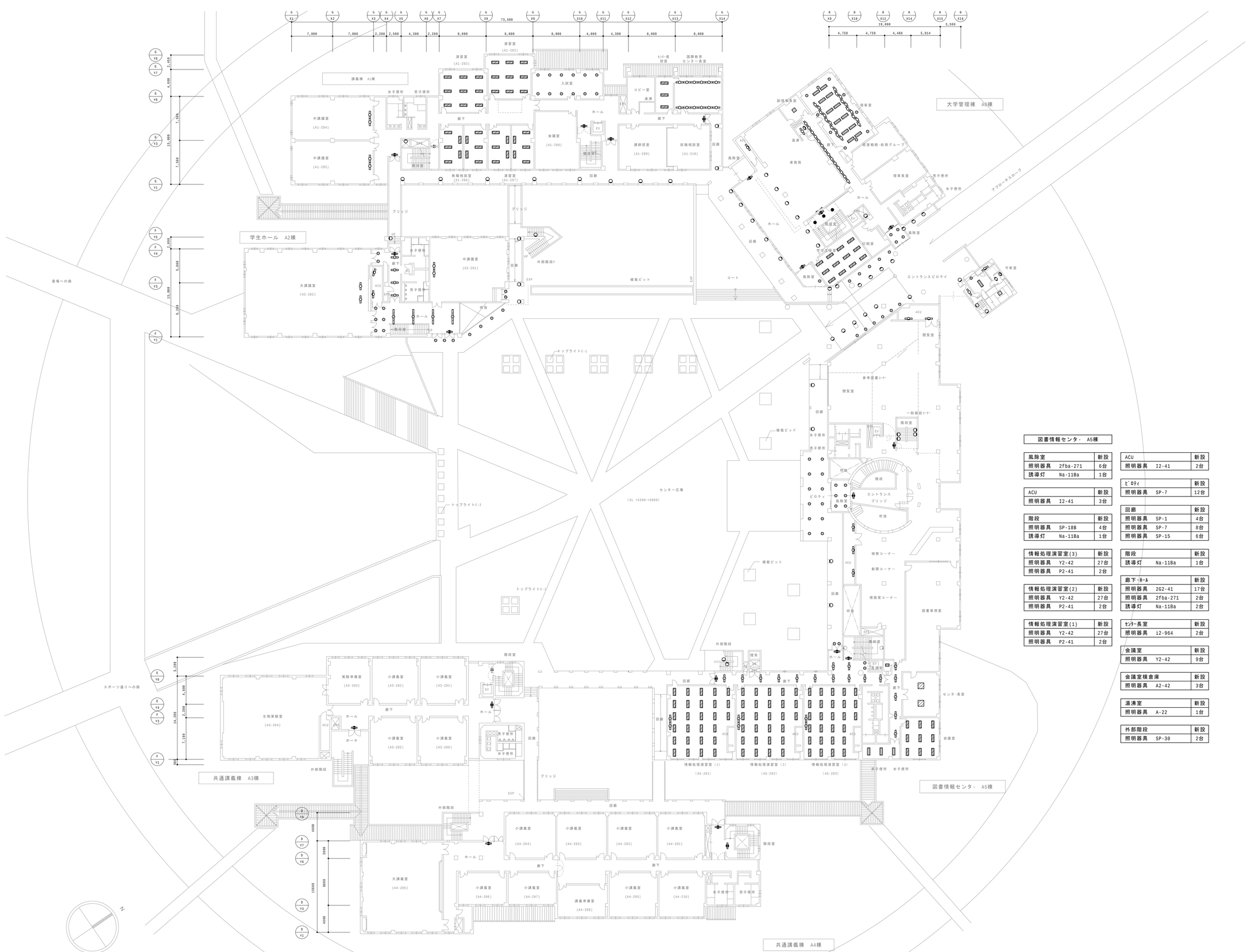
| ﾎﾞｰﾁ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具 SP-7 | 6台 |

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫

| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>改修後[更新]1階平面図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00·00·00 | ・・ | | E 4 / 11 |
| A3：1/600 | | | | | | |

26-014




**図書情報センター - A5棟**

| 風除室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　2fba-271 | 6台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| ACU | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 3台 |

| 階段 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-18B | 4台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 情報処理演習室(3) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| 情報処理演習室(2) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| 情報処理演習室(1) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| ACU | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ﾋﾟﾛﾃｨ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-7 | 12台 |

| 回廊 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1 | 4台 |
| 照明器具　SP-7 | 8台 |
| 照明器具　SP-15 | 6台 |

| 階段 | 新設 |
|---|---|
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 廊下・ﾎｰﾙ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 17台 |
| 照明器具　2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 2台 |

| ｾﾝﾀｰ長室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　i2-964 | 2台 |

| 会議室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 9台 |

| 会議室横倉庫 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　A2-42 | 3台 |

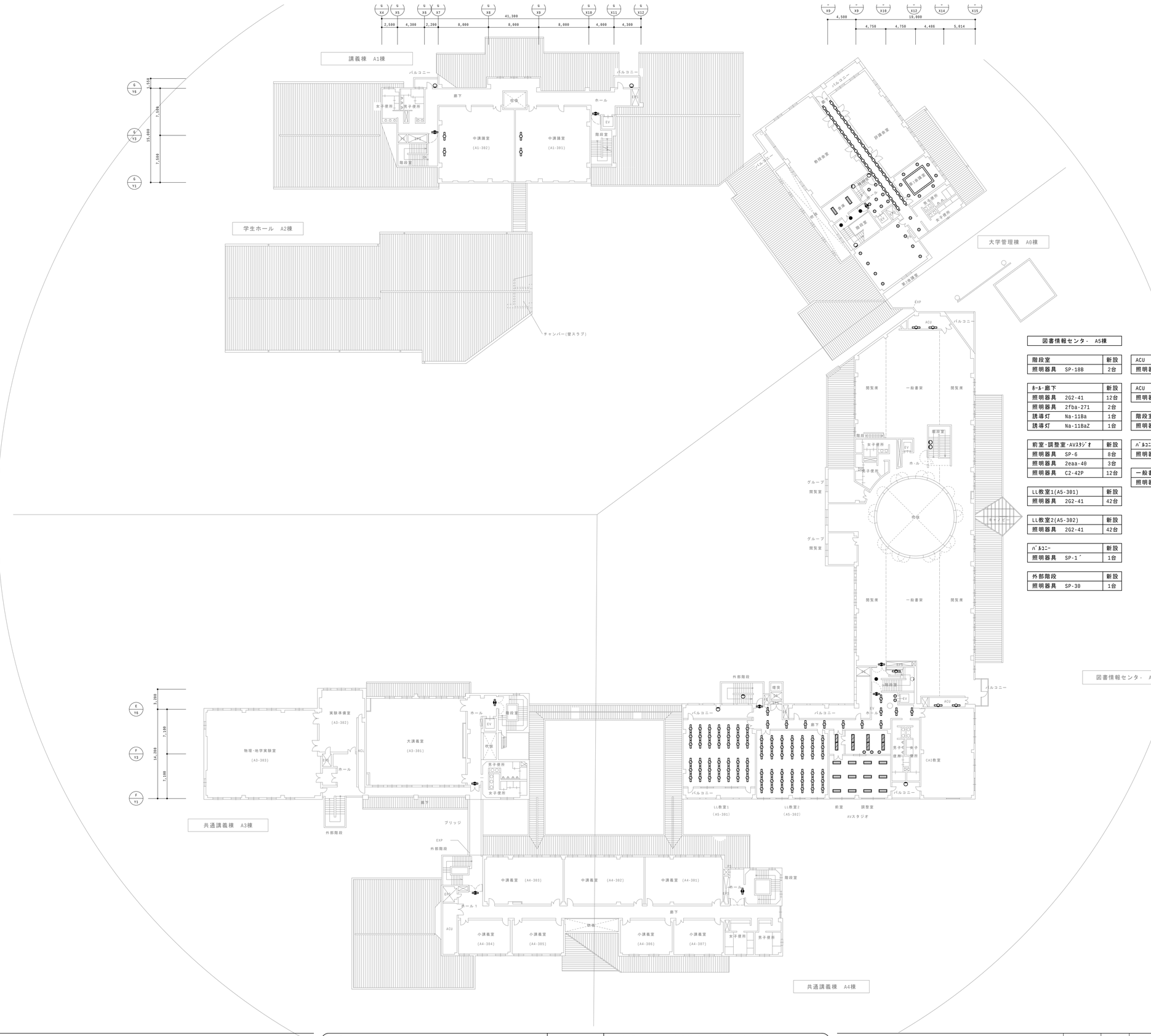
| 湯沸室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　A-22 | 1台 |

| 外部階段 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-30 | 2台 |


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>改修後[更新]2階平面図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | - - | - - | 00·00·00 | | | E 5/11 |
| A3：1/600 | | | | | | |




**図書情報センター - A5棟**

| 階段室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-18B | 2台 |

| ｶｰﾃﾝ･廊下 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 12台 |
| 照明器具　2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |
| 誘導灯　Na-11BaZ | 1台 |

| 前室・調整室・AVｽﾀｼﾞｵ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-6 | 8台 |
| 照明器具　2eaa-40 | 3台 |
| 照明器具　C2-42P | 12台 |

| LL教室1(A5-301) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 42台 |

| LL教室2(A5-302) | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 42台 |

| ﾊﾞﾙｺﾆｰ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1´ | 1台 |

| ACU | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ACU | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| 階段室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-5 | 1台 |

| ﾊﾞﾙｺﾆｰ | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1´ | 1台 |

| 一般書架 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　Na-11Ba | 1台 |

| 外部階段 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-30 | 1台 |

**図書情報センター - A5棟(屋根伏)**

| 階段 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ELV機械室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　C2-42PBa | 1台 |

| 吹抜 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　SP-27 | 8台 |
| 照明器具　SP-28 | 4台 |

| 階段 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ELV機械室 | 新設 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　C2-42PBa | 1台 |

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438

| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>改修後[更新]3階平面図 |

1級建築士登録　第75764　村田武夫

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00·00·00 | ・・ | | E 6/11 |
| A3：1/600 | | | | | | |

26-014



連結の場合、ｿｹｯﾄｶﾊﾞｰ取付のこと

| | | | |
|---|---|---|---|
| A-21 | FL 20W x1 | 富士型 | （参考品番） |
| A-21Ba | FL 20W x1 | 富士型 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| A-22 | FL 20W x2 | 富士型 | （参考品番） |
| A-41 | FL 40W x1 | 富士型 | （参考品番） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| A-42 | FL 40W x2 | 富士型 | （参考品番） |
| A2-41 | FL 40W x1 | 富士型 | （参考品番） |
| A2-42 | FL 40W x2 | 富士型 | （参考品番） |
| A2-42W | FL 40W x2 | 富士型 防水型 | （参考品番） |





| | | | |
|---|---|---|---|
| 2Jb2-41W | FL 40W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 防水型 | （参考品番） |

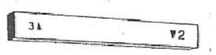




| | | | |
|---|---|---|---|
| 2eaa-40 | IL 40W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
| 2eaa-40Ba | IL 40W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| 2eaa-60 | IL 60W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
| 2eda-60 | IL 60W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
| 2eda-100 | IL100W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| C-41P | FL 40W x1 | 反射笠付 | （参考品番） |
| C-41PBa | FL 40W x1 | 反射笠付 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| C2-41 | FL 40W x1 | 反射笠付 | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| L-41Ba | FL 40W x1 | 階段表示灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 2fba-131 | FPL13W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
| 2fba-271 | FPL27W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| C2-41P | FL 40W x1 | 反射笠付 | （参考品番） |
| C2-42P | FL 40W x2 | 反射笠付 | （参考品番） |
| C2-42PBa | FL 40W x2 | 反射笠付 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |



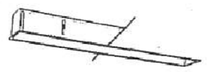
| | | | |
|---|---|---|---|
| Na-11Ba | FL 10W x1 壁埋込型 | 避難口誘導灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| Na-11BaZ | FL 10W x1 壁・天井直付 | 避難口誘導灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| Na-11BaT | FL 10W x1 吊具共 | 避難口誘導灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |
| Na-21Ba | FL 20W x1 壁埋込型 | 避難口誘導灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |



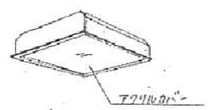
| | | | |
|---|---|---|---|
| h-5 | | ﾌﾞﾗｹｯﾄ ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| D-41 | FL 40W x1 | ﾄﾗﾌ型 | （参考品番） |
| D2-41 | FL 40W x1 | ﾄﾗﾌ型 | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| P2-41 | FL 40W x1 | 黒板灯 | （参考品番） |
| 2P2-41 | FL 40W x1 | 黒板灯 露出型 | （参考品番） |




| | | | |
|---|---|---|---|
| i-24 | FL 20W x4 | 埋込ﾊﾞﾈ付 | （参考品番） |
| i2-964 | FPL96W x4 | 埋込ﾊﾞﾈ付 | （参考品番） |



連結の場合、ｿｹｯﾄｶﾊﾞｰ取付のこと

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2G-21 | FL 20W x1 | 埋込下面開放 | （参考品番） |
| 2G2-41 | FL 40W x1 | 埋込下面開放 | （参考品番） |
| 2G2-111 | FL110W x1 | 埋込下面開放 | （参考品番） |




| | | | |
|---|---|---|---|
| Y2-42 | FL 40W x2 | 埋込下面ﾙｰﾊﾞｰ | （参考品番） |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 4I-21 | FL 20W x1 | 片反射笠付 | （参考品番） |
| I-41 | FL 40W x1 | 片反射笠付 | （参考品番） |
| I2-41 | FL 40W x1 | 片反射笠付 | （参考品番） |



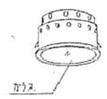
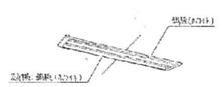
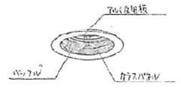
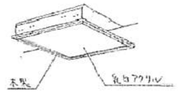
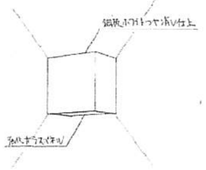
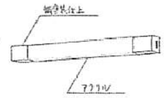
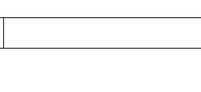
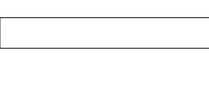
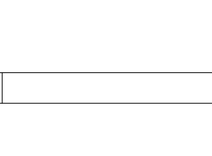
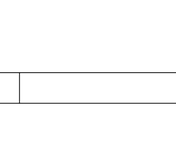
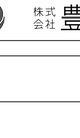

| | | | |
|---|---|---|---|
| Z2-363 | FPL36W x3 | 埋込下面ﾙｰﾊﾞｰ | （参考品番） |
| Z2-364 | FPL36W x4 | 埋込下面ﾙｰﾊﾞｰ | （参考品番） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| c-40 | IL 40W x1 | 直付天井灯 | （参考品番） |


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5 TEL 0749 62 3151 FAX 0749 64 1438
1級建築士登録 第75764 村田武夫


| | |
|---|---|
| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
| 図面名称 | 電気設備図 既設[撤去]照明器具参考姿図（1） |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/100 | | | 00 00 00 | | | E 7 / 11 |
| A3：1/200 | | | | | | |

| SP-1 | | SP-1´ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |  | |
| SP-1 | FML18W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 防雨型 | （参考品番） | SP-5 | FCL30W x1 | 階段通路誘導灯 ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） | SP-6 | FHF32W x2 | 埋込下面開放 | （参考品番） | SP-7 | FDL18W x1 | 軒下ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 防雨型 | （参考品番） | SP-8 | FL 20W x5 | 埋込下面ﾊﾟﾈﾙ | （参考品番） |
| SP-1´ | FML18W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 防雨型 | （参考品番） | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | |  | |  | |  | | | | | | | | | | | | | |
| SP-11 | FPL55W x1 | 建築化照明 | （参考品番） | SP-12 | FL 40W x1 | 建築化照明 | （参考品番） | SP-15 | ﾊｲｶﾗｲﾄ 250W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 安定器内蔵 | （参考品番） | SP-18B | FDL27W x2 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ ﾊﾞｯﾃﾘｰ内蔵 | （参考品番） | SP-22 | ﾐﾆﾊﾛｹﾞﾝ電球 65W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
| | | | | | | | | | | | | | | | | SP-22´ | ﾐﾆﾊﾛｹﾞﾝ電球 40W x1 | ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ | （参考品番） |
|  | |  | |  | |  | | | | | | | | | | | | | |
| SP-26 | FML36W x4 | 直付下面開放 | （参考品番） | SP-27 | MF400W x1 | 投光器 高効率安定器（調去・接続替共） | （参考品番） | SP-29 | 冷陰極蛍光灯 x2 | 避難口誘導灯 吊下型 | （参考品番） | SP-30 | FML 9W x1 | ﾌﾞﾗｹｯﾄ 防雨型 | （参考品番） | | | | |


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438　1級建築士登録 第75764 村田武夫


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備図　既設[撤去]照明器具参考姿図（２） |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/100 | ・・・ | ・・・ | 00 00 00 | ・・・ | | E 8／11 |
| A3：1/200 | | | | | | |

講義棟　A1棟

学生ホール　A2棟

共通講義棟　A3棟

エネルギーセンター棟

共通講義棟　A4棟

図書情報センター　A5棟

大学管理棟　A6棟

## 図書情報センター　A5棟

| 換気ﾌｧﾝ室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　I2-41 | 7台 |

| 空調電源室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-41 | 40台 |

| 受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-41 | 18台 |

| 閉架書庫(1) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C-41P | 24台 |
| 照明器具　C-41PBa | 3台 |
| 照明器具　SP-29 | 1台 |

| 閉架書庫(2) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C-41P | 23台 |
| 照明器具　C-41PBa | 4台 |
| 照明器具　SP-29 | 1台 |
| 照明器具　D-41（移動棚） | 36台 |

| 換気ﾌｧﾝ室(2) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　I2-41 | 6台 |

| 閉架書庫(3) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C-41P | 100台 |

| 閉架書庫(4) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C-41P | 113台 |

| 階段室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-5 | 1台 |
| 照明器具　SP-18B | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 教員閲覧室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Z2-364 | 5台 |

| ﾎﾞｰﾁ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-7 | 4台 |

| 風除室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2fba-271 | 4台 |
| 誘導灯　Na-11BaZ | 1台 |

| ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-24 | 5台 |

| EPS | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2K-21 | 1台 |

| 移動書庫 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　A2-41 | 27台 |

| ｻｰﾋﾞｽ車路 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 8台 |

| ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 28台 |

| ﾃﾞｰﾀ室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-6 | 9台 |

| 情報管理室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-6 | 8台 |

| 作業室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　A2-42 | 20台 |

| 階段室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-5 | 1台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 廊下 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 16台 |
| 照明器具　2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 室外機置場 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-41P | 2台 |
| 照明器具　D2-41 | 3台 |

| 入口 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1 | 2台 |

| 便所前ﾎｰﾙ | 撤去 |
|---|---|
| 誘導灯　Na-11BaZ | 1台 |

| ﾎﾞｰﾁ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-7 | 6台 |

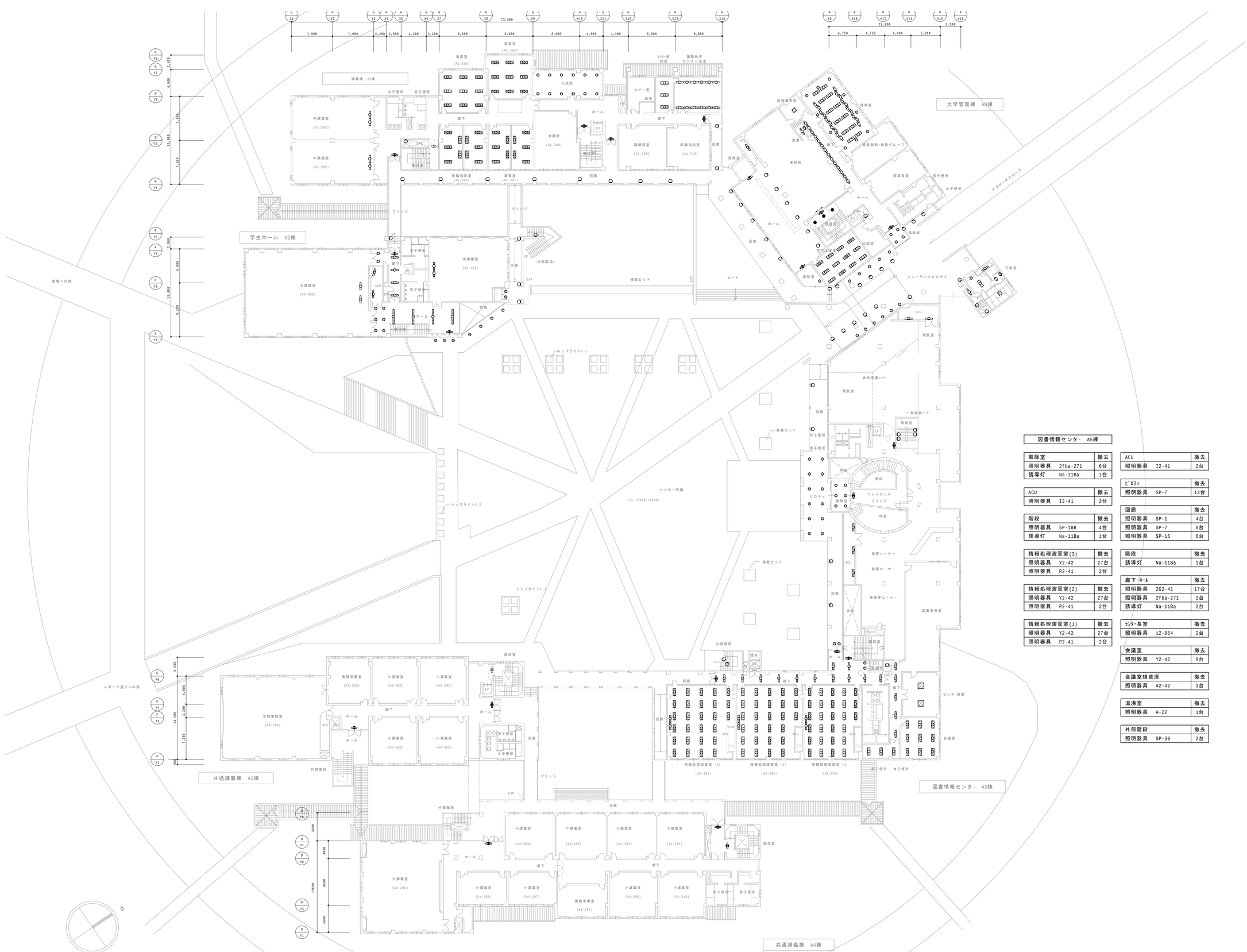

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>現況[撤去]1階平面図 |

1級建築士登録　第75764　村田武夫

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00·00·00 | ・・ | | E 9／11 |
| A3：1/600 | | | | | | |

26-014




## 図書情報センター - A5棟

| 風除室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2fba-271 | 6台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| ACU | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 3台 |

| 階段 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-18B | 4台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 情報処理演習室(3) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| 情報処理演習室(2) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| 情報処理演習室(1) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 27台 |
| 照明器具　P2-41 | 2台 |

| ACU | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ﾋﾟﾛﾃｨ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-7 | 12台 |

| 回廊 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1 | 4台 |
| 照明器具　SP-7 | 8台 |
| 照明器具　SP-15 | 6台 |

| 階段 | 撤去 |
|---|---|
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |

| 廊下・ﾎｰﾙ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 17台 |
| 照明器具　2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 2台 |

| ｾﾝﾀｰ長室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　i2-964 | 2台 |

| 会議室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Y2-42 | 9台 |

| 会議室積倉庫 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　A2-42 | 3台 |

| 湯沸室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　A-22 | 1台 |

| 外部階段 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-30 | 2台 |

株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438
1級建築士登録　第75764　村田武夫

| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>現況[撤去]2階平面図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | - - - | - - - | 00·00·00 | | | E 10 / 11 |
| A3：1/600 | | | | | | |

講義棟　A1棟

学生ホール　A2棟

大学管理棟　A0棟

共通講義棟　A3棟

共通講義棟　A4棟

図書情報センター　A5棟

## 図書情報センター - A5棟

| 階段室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-18B | 2台 |

| ﾎｰﾙ･廊下 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 12台 |
| 照明器具　2fba-271 | 2台 |
| 誘導灯　Na-11Ba | 1台 |
| 誘導灯　Na-11BaZ | 1台 |

| 前室･調整室･AVｽﾀｼﾞｵ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-6 | 8台 |
| 照明器具　2eaa-40 | 3台 |
| 照明器具　C2-42P | 12台 |

| LL教室1(A5-301) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 42台 |

| LL教室2(A5-302) | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　2G2-41 | 42台 |

| ﾊﾞﾙｺﾆｰ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1´ | 1台 |

| 外部階段 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-30 | 1台 |

| ACU | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ACU | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| 階段室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-5 | 1台 |
| 照明器具　I2-41 | 1台 |

| ﾊﾞﾙｺﾆｰ | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-1´ | 1台 |

| 一般書架 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　Na-11Ba | 1台 |

## 図書情報センター - A5棟(屋根伏)

| 階段 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ELV機械室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　C2-42PBa | 1台 |

| 吹抜 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　SP-27 | 8台 |
| 照明器具　SP-28 | 4台 |

| 階段 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　I2-41 | 2台 |

| ELV機械室 | 撤去 |
|---|---|
| 照明器具　C2-42P | 1台 |
| 照明器具　C2-42PBa | 1台 |


株式会社 豊建築設計事務所
滋賀県長浜市神照町696-5　TEL 0749 62 3151　FAX 0749 64 1438


| 工事名称 | 滋賀県立大学共通講義棟照明設備改修工事 |
|---|---|
| 図面名称 | 電気設備工事　電灯・非常照明誘導灯設備工事<br>現況[撤去]3階平面図 |

| SCALES | APPRV'D | CHECK'D | DRAWN | CHARGE | SEAL | DRAWING NO |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A1：1/300 | ・・ | ・・ | 00.00.00 | ・・ | | E 11/11 |
| A3：1/600 | | | | | | |


1級建築士登録　第75764　村田武夫


26-014